

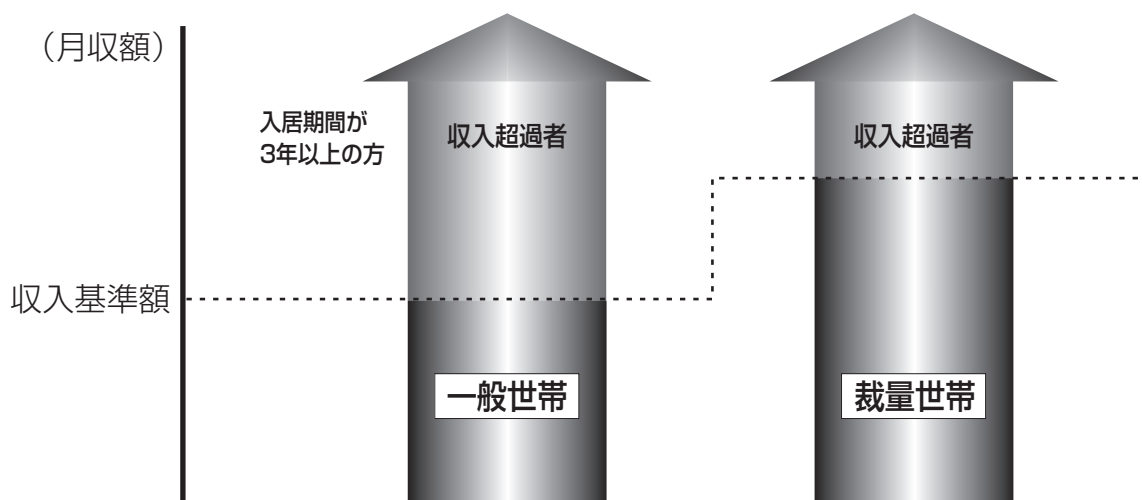
収入超過者について…

公営住宅にお住まいの方

収入超過者とは

収入超過者とは、次の①②とも満たしている世帯をいいます。

- ①入居期間が3年以上の世帯
- ②収入基準額を超える世帯
 - ・一般世帯：認定月収15万8千円
 - ・裁量世帯：認定月収21万4千円



※一般世帯と裁量世帯では、収入基準額が異なります。

さいりょうせたい

裁量世帯とは

次のいずれかに該当する世帯のことをいいます。

- 入居者が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上または18歳未満。(年齢は10月1日現在)
- 入居者または同居者のうち、右記①～⑧のどれかにあてはまる方が1人以上おられる場合。

- ①身体障がいの程度が1級から4級に該当する方
- ②精神障がいの程度が1級または2級に該当する方
- ③知的障がいの程度がAまたはB1に該当する方
- ④戦傷病者の方で、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当の方
- ⑤原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑥海外引揚者の方で、引き揚げた日から5年を経過していない方
- ⑦平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる方
- ⑧小学校就学前の子どものいる方

収入超過者になると…

公営住宅は、収入が低く住宅に困っている方のための住宅です。すでに低額所得者でなくなった収入超過者が、このまま公営住宅に住み続けるというのは、公営住宅の性格からは矛盾しています。

したがって、収入超過者には次のようなことが公営住宅法などで定められています。

収入超過者には、住宅の明け渡し努力義務があります！

大阪府及び大阪府住宅供給公社では、収入超過者や高額所得者を対象に、公社住宅等の紹介を行っています。

多くの方が待っているんだから、住宅返還の努力をしなくては！



収入超過者の家賃は、段階的に近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅なみの家賃)になります。

収入月額と収入超過者となってからの期間に応じた割増率が適用され、段階的に近傍同種の住宅の家賃になります。(「近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅なみの家賃)」については15ページ参照)



ご不明な点があれば、担当の管理センターまでお問い合わせください。